

コメントの概要及びコメントに対する考え方

番号	コメントの概要	コメントに対する考え方
1	<p>平成30年10月公表の「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」の要素を「今後の証券モニタリングの基本的な考え方」にもっと取り入れてはどうか。</p> <p>「コンプライアンス・リスク管理基本方針」にある通り、既存の法令には直ちに抵触しないものの、利用者保護や市場の公正・透明の観点及び金融機関に対する社会的な要請に照らし不適切な行為を証券会社が行う事例は今後増えていくであろうと思われる。</p> <p>真に顧客本位の業務運営を実現するためには、顧客の利益を優先する姿勢を企業文化として定着させることが最も重要であると思料する。</p> <p>収益に直接結びつかないコンプライアンスには金融機関は意識の高い金融機関でなければなかなか本格的に取り組まないものであるが、効果が即効的でない企業文化の改革に取り組ませるためにはさらに強い行政からの指導・監督が必要ではないか。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>証券取引等監視委員会としては、オン・オフ一体の証券モニタリングを一層推進していくためにも、御指摘の「法令には直ちに抵触しないものの、不適切な行為」への対応も重要な課題と認識しており、証券取引等監視委員会が公表する方針だけではなく、金融庁が公表する監督指針のほか、ディスカッションペーパーやプリンシプル等の考え方・進め方も踏まえながら、証券モニタリングに取り組んでまいります。</p> <p>なお、本文書の別紙には、証券取引等監視委員会が行う証券モニタリングに係る文書として、「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」を含む指針・方針等を一覧にして掲載しています。</p>
2	<p>監督局と証券取引等監視委員会の連名にしてはどうか。証券モニタリングは「監督部局と連携して」行っているとの記述が数箇所あるが、日常的にはむしろ監督部局を窓口とするモニタリングのウェイトが高い。その現状に鑑みると、この表題の書簡を証券取引等監視委員会単独で発出することには違和感がある。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>本文書は、証券取引等監視委員会がオン・オフ一体の証券モニタリングを、監督部局との連携も含め、一層効果的・効率的に行っていくために策定・公表するものであり、主としてオンサイト・モニタリングを行っている証券取引等監視委員会の視点に立って証券モニタリングの考え方を整理したものです。</p>